

女性委員会通信

225
2016.2.7

東京都港区新橋六 七一 川ロビル六階
全国労働組合連絡協議会 女性委員会
TEL 〇三 五四〇三 一六五〇
FAX 〇三 五四〇三 一六五三

アベ政治による雇用破壊はゴメンだ！

男女差別、非正規差別をなくし、生活時間を取り戻す16春闘にしよう！

各組合や地域の旗開きもすみ、いよいよ16春闘の始まりだ。非正規労働者が4割を越えた今、均等待遇に基づく同一価値労働同一賃金の実現が必要だ。アベ政権は参議院選にむけてお金をばらまいたり、施政方針演説で「同一労働同一賃金」を言い出した。

日本の正規と非正規労働者間の賃金・労働条件差別はひどすぎる。その大きな要因には、多くが「世帯主ではない」女性たちのパート労働を家計補助だから安くて当然と放置してきたこともある。

その典型とも言える例に、既婚女性は臨時社員、未婚女性は正社員とされ大きな格差があった丸子警報器事件がある。長野地裁は、「同一（価値）労働同一賃金原則は実定法の規定はないが、その根底には均等待遇の理念が存在し、それは人格の価値を平等とみる市民法の普遍的な原理と考えるべき」とし、「臨時社員の賃金が正社員の8割以下の場合には公序良俗に反し違法」として差額賃金相当の損害賠償を認め（平成8年）、控訴審で和解解決した。



2016年1月19日 国会前で総がかり行動

8割で良いと言う根拠は？だが、付線の部分は重要なだ。

同一（価値）労働同一賃金の実現は、男女差別や正規・非正規差別の是正を求める労働者たち強い願いだ。労基法3条は均等待遇を、4条は男女同一賃金の原則を規定している。

日本政府はILOには4条は同一価

働かせすぎにレッドカード！

労働時間法制改悪NO！ みつめ直そう労働と生活1・28集会

雇用共同アクション主催の右記の長いタイトルの集会在開催された。貸し切りバスの規制緩和（2000年実施）による業界の過当競争が招いたスキーバス転落事故の犠牲者への黙祷から始まり、タクシー・バス運転・流通小売業・看護・印刷・郵政・航空の各職場実態報告を受けた。

ファミリーマートではワンマンオペといった一人勤務が常態化しトイレにも行けない状態が発生しており組合は3時間ストライキうち対抗している。又固定残業制をとっている職場が多いが、殆どが違法である。12時間拘束するため固定残業制をとりそれ以上の残業には不払いという職場では残業代不払いの裁判の闘争をしている。等々。報告以外の職場実態資料も配布され、現状のひどさを実感した。

奪われている時間を確認し労働組合が生活時間を取り戻す運動をしていこうと雇用共同アクションから「こなせない量の業務の発生は、経営者に責任をとらせ、正社員の増員でカバーさせる。残業代に頼らずに暮らせる賃

16春闘勝利！大幅賃上げ獲得！ 2・19経団連要請行動、東京総行動

2016年2月19日（金）

8時45分～17時10分 郵政本社前東京総行動

12時10分～12時50分 経団連要請行動

東京総行動、経団連要請行動へは各労組・団体のノボリ旗などを持ち寄って下さい。

金を要求する。……この春闘を『働きすぎ根絶、生活時間奪回三年』とすべく、立ち上がるうちはありませんか。……と問題提起があり、労働時間法制改悪に反対する署名活動。月1回（2月10日、3月23日、4月13日、5月11日）の議員会館前行動の行動提起があった。（K）

原告請求通りの判決!! 青葉郵便局雇止めは無効! 横浜地裁

いつもご支援ありがとうございます。
青葉郵便局の清水です。

このたび、1月19日、横浜地裁で期間雇用社員雇い止め裁判の判決が出ました。

裁判長が「原告が、被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。」と読み上げた瞬間、大勢の原告側傍聴人から「よし!」と力強い声が響き渡りました。完全な勝利判決でした。

私は2013年9月30日に、雇止めされました。450分区という会社の人員削減施策により、組立業務の廃止が決まりました。会社は、「雇止めを極力回避するため、あっせん先を紹介する」、しかし「あっせん先がない場合は雇止めになる」という冷たい文言を並べた通知書を全員に配りました。実際、22人の組立期間雇用社員に提示されたあっせん先は、青葉局3名、都筑局7名、宮前局1名、緑局1名、にすぎず、あっせん枠として少なすぎるものでした。

団体交渉では、あっせん枠について、「なぜネット上でたくさんのお募があるのに、あっせん先が少ないのか」、また、「450分区の施策を指示した南関東支社に、あっせん枠の拡大について話したか」など追及しましたが、会社はその都度「回答は控えさせていただきます。」と答え、不誠実な態度を取り続けました。そして明確な回答を得



1月20日、青葉局と南関東支社の申入れ行動を行った

<<郵政は判決に従え!>>

平成28年1月19日判決書 同日原本領収 裁判所書記官 権守真紀
平成26年ワ第1028号 地位確認等請求事件
口頭弁論終結日 平成27年10月15日

原告	清水理恵	被告	日本郵便株式会社
同訴訟代理人弁護士	同 部 功 史	同代表者代表取締役	高橋 亨
同	穂 積 匡 史	同訴訟代理人弁護士	石川 哲夫

東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

主 文

- 原告が、被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 被告は、原告に対し、平成25年12月から本判決確定の日まで毎月24日限り5万0976円及びこれに対する各支払日の翌日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 被告は、原告に対し、平成26年6月から本判決確定の日まで毎月6月末日限り9984円及びこれに対する各支払日の翌日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 訴訟費用は被告の負担とする。
- この判決は、第2項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求
主文と同旨

私のお気に入り

私は今日で56歳（執筆当時）になりました。
高校を卒業してからずっと働いていますが、22歳で結婚してすぐに子供が出来て、それから3人の子育てで、自分のための時間はなかなか取れませんでした。旅行や映画やスポーツジム、たまにエステなんかも行ってみたい。この歳になると楽しみを見つけています。

お得なプランを見つけて喜んだり、美容室でチョッと高めのトリートメントで硬めの髪が柔らかく滑らかにって喜んだり、特別なことでもないささやかな事に幸せを感じたりします。

55歳から給料も減らされ、生活は苦しいし、夫や子どもの悩みは尽きませんが、楽しめることを見つけて、またこれからは頑張ろうと思っています。

国労東京 西田美由紀



られず、解雇の不当性が明白であるにもかかわらず、時間稼ぎをし続け、雇止めを強行しました。

裁判ではそれらの矛盾が立証されました。しかしその後も、今年になって被告は新たな雇止め理由を作り出し、準備書面として裁判所に提出したのです。それは、「あっせん枠」と「公募」とは異なるという新説でした。

しかし、この説が「雇止め回避のために、青葉局および南関東支社が十分な努力をした」とは、結局認められませんでした。

また、私は10年以上半年に1回の、実質的には自動契約更新を行ってきたこと、会社から「2回更新、勤続1年以上で期間の定めのない雇用となる」

と説明を受けてきたことなどから、原告における雇用更新の期待権も認められました。

そのほか、組立業務が「補助」業務とは認められないなど、の理由から原告の主張がほぼ全面的に認められました。

その後、青葉郵便局と南関東支社でピラ配り、団交申し入れを組合員の皆さんと一緒に行いました。しかし、控訴するなど南関東支社前で訴えたにもかかわらず、本日、会社は控訴してきませんでした。予想していたことですが、喜びも中くらいになり、になってしまいました。あともう少しの辛抱です。これからもよろしく願っています。

原告 清水理恵